

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：商工費 項：商工費 目：商業振興費

事業名 貨物自動車運送事業者脳健診受診促進補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商業・金融課 商業振興係 電話番号：058-272-1111(内3646)

E-mail : c11363@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 420千円 (前年度予算額) : 420千円

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | |
|-----|-----|-----------|-------------|-------------|---------|-------|-------|-----|
| | | 国 庫 支 出 金 | 分 担 金 負 担 金 | 使 用 料 手 数 料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 |
| 前年度 | 420 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 420 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | 420 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 420 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- 平成28年12月に、道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、貨物自動車運送事業者に「運転者の疾病運転防止の措置」が義務付けられた。
- 健康起因事故の原因ワースト1が脳血管疾患であることも踏まえ、県では事業者が脳血管疾患対策に取り組みやすい環境を整備する。

(2) 事業内容

貨物自動車運送事業者が、自社の運転手の健康管理のための脳健診（「脳ドック」、「脳MRI健診」）の受診事業に対して補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助対象事業者】岐阜県トラック協会非会員の貨物自動車運送事業者

【補助限度額】受診者1人当たり受診料の1/2（ただし10,000円を上限額）
車両保有台数30両未満5名 30両以上10名までとする。

【受診対象者】補助対象事業者の運転手のうち40歳以上の者

【補助制限】同一受診者に対する補助は、3年に1回※を限度とする。

※国土交通省「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」で推奨

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|---|
| 補助金 | 420 | 貨物自動車運送事業者が、自社の運転手の健康管理のための脳健診の受診事業に対する補助 |
| 合計 | 420 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 「清流の国ぎふ」創生総合戦略
2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
③犯罪・交通事故防止の推進（交通安全対策）

(2) 国・他県の状況

国：国土交通省は、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定し、自動車運送事業者における運転手の脳健診受診等を促進。

他県：【山梨県】

- タクシー事業者及び協会未加入のバス事業者向けの補助制度を平成31年度6月補正で予算措置。
- 令和2年度当初予算で協会未加入のトラック事業者向けの補助制度を予算措置。

※令和元年10月　トラック協会補助制度創設

(3) 後年度の財政負担

事業者の取組み促進には、継続した取組みが必要であるため、今後も継続的な支援を実施。毎年度、事業が効率的に実施されたか等を検証し、改善を図る。

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

(事業内容)

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 貨物自動車運送事業者脳健診受診促進補助金 |
| 補助事業者（団体） | 貨物自動車運送事業者 ただし、岐阜県トラック協会に加入する事業者を除く。 (理由) 事業者に「運転者の疾病運転防止の措置」が義務付けられているため。 |
| 補助事業の概要 | (目的) 事業者における運転手の脳健診受診を促進 (内容) 貨物自動車運送事業者が自社の運転手の健康管理のための脳健診の受診事業に対して、補助する。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額 (内容) 受診者 1人当たり10,000円上限 (理由) 受診負担を軽減するため一部を助成するものとし、脳健診費用は医療機関によって異なる（1人当たり2~3万円）ため、定額とする。 |
| 補助効果 | 脳血管疾患による健康起因事故の防止 |
| 終期の設定 | 終期 令和7年度 (理由) 3年サイクルの事業であるため |

(事業目標)

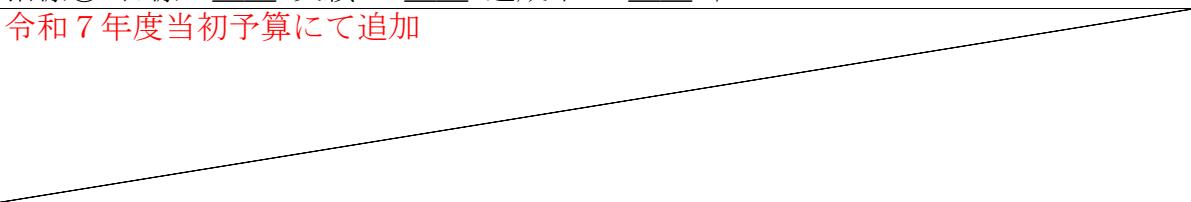
- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか
事業者における運転手の脳健診受診を促し、健康起因事故を抑止する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R1) | R3年度 実績 | R4年度 目標 | R5年度 目標 | 終期目標 (R7) | 達成率 |
|----------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| ① 補助金による脳健診受診率 | 0 | 0 | - | 4.8 | 14.7 | — |

| 補助金交付実績 (単位：千円) | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|--------------------|------|------|------|
| | 0 | 0 | 0 |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|---|
| 令和3年度 | 中部運輸局岐阜運輸支局等の関係機関に事業の趣旨や制度を説明し、トラック事業者に本補助金を積極的に活用してもらうためのPRを依頼した。 |
| | 指標① 目標：138人 実績： 0人 達成率： 0 % |
| 令和4年度 | 令和6年度当初予算にて追加  |
| | 指標① 目標：_____ 実績： _____ 達成率： _____ % |
| 令和5年度 | 令和7年度当初予算にて追加  |
| | 指標① 目標：_____ 実績： _____ 達成率： _____ % |

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|----------------------------------|--|
| (評価) 2 | 自動車運送事業は、利用者の生命を預かるため、一旦事故が起こると大惨事になるおそれがあり、その安全確保は極めて重要であることから、経営が厳しく運転者に高額な脳ドック等の健診を十分に受けさせることのできない小規模事業者の負担軽減のための支援が必要である。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| | 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満） |
| (評価) 0 | 令和3年度は、コロナウイルス感染症の影響により、トラック事業者に、自社運転手に脳ドック等の健診を受けさせる状況になかったと想定される。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| | 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている |
| (評価) 1 | 脳ドック等の健診の必要性をトラック事業者にPRし、補助金の活用を図る。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の発生件数が増加しており、その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、事業用自動車の運転者に関する脳血管疾患対策が必要となっている。

(次年度の方向性)

・事業者の取組を促進するには、継続的な支援が必要である。